

## 【表紙】

【提出書類】	有価証券報告書の訂正報告書
【根拠条文】	金融商品取引法第24条の2第1項
【提出先】	関東財務局長
【提出日】	平成20年2月27日
【事業年度】	第82期（自 平成18年1月1日 至 平成18年12月31日）
【会社名】	旭硝子株式会社
【英訳名】	Asahi Glass Company, Limited
【代表者の役職氏名】	代表取締役 門松 正宏
【本店の所在の場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5509
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 川上 真一
【最寄りの連絡場所】	東京都千代田区有楽町一丁目12番1号
【電話番号】	東京(03)3218-5509
【事務連絡者氏名】	広報・IR室長 川上 真一
【縦覧に供する場所】	株式会社東京証券取引所 (東京都中央区日本橋兜町2番1号) 株式会社大阪証券取引所 (大阪市中央区北浜一丁目8番16号)

## 1【有価証券報告書の訂正報告書の提出理由】

平成19年3月29日に提出いたしました第82期（自平成18年1月1日至平成18年12月31日）有価証券報告書の記載事項の一部に訂正すべき事項がありましたので、これを訂正するために有価証券報告書の訂正報告書を提出するものであります。

## 2【訂正事項】

第一部 企業情報

第1 企業の概況

4 関係会社の状況

第4 提出会社の状況

1 株式等の状況

(4) 発行済株式総数、資本金等の推移

6 コーポレート・ガバナンスの状況

## 3【訂正箇所】

訂正箇所は\_\_\_\_\_を付して表示しております。

## 第一部【企業情報】

### 第1【企業の概況】

#### 4【関係会社の状況】

(訂正前)

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 旭硝子セラミックス㈱	東京都港区	3,500	各種セラミックス製品の製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（電鍍煉瓦）を供給しております。役員兼任者が6名おります。
AGインベストメント	Singapore	百万シンガポールドル 64	アジアにおける関係会社のための資金調達・融資及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	役員兼任者等が2名おります。
その他211社	—	—	—	—	—

(訂正後)

会社の名称	住所	資本金 (百万円)	主要な事業の内容	議決権の所有又は被所有割合 (%)	関係内容
(連結子会社) 旭硝子セラミックス㈱	東京都港区	3,500	各種セラミックス製品の製造、販売	100.0 (0.0)	当社へ製品の一部（電鍍煉瓦）を供給しております。役員兼任者が6名おります。
AGインベストメント	Singapore	百万米ドル 64	アジアにおける関係会社のための資金調達・融資及び関係会社の株式保有	100.0 (0.0)	役員兼任者等が2名おります。
その他211社	—	—	—	—	—

## 第4【提出会社の状況】

### 1【株式等の状況】

#### (4)【発行済株式総数、資本金等の推移】

(訂正前)

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成16年1月1日～ 平成16年12月31日 (注3)	—	1,175,242	—	90,472	228	<u>84,642</u>

注 1、2 省略

3 旭サービス株式会社（提出会社の全額出資子会社）との合併による増加であります。

4～6 省略

(訂正後)

年月日	発行済株式総数増減数 (千株)	発行済株式総数残高 (千株)	資本金増減額 (百万円)	資本金残高 (百万円)	資本準備金増減額 (百万円)	資本準備金残高 (百万円)
平成16年1月1日～ 平成16年12月31日 (注3)	—	1,175,242	—	90,472	228	<u>84,624</u>

注 1、2 省略

3 旭サービス株式会社（提出会社の全額出資子会社）との合併による増加であります。

4～6 省略

## 6 【コーポレート・ガバナンスの状況】

(訂正前)

(前略)

### (10) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役北城恪太郎氏、社外取締役後藤卓也氏の両名との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

(訂正後)

(前略)

### (10) 責任限定契約の概要

当社と社外取締役北城恪太郎氏、社外取締役後藤卓也氏の両名との間では、会社法第423条第1項に定める責任について、会社法第425条第1項各号に定める金額の合計額を限度とする契約を締結しています。

### (11) 取締役の定数

当社の取締役は15名以内とする旨を定款に定めています。

### (12) 取締役の選任の決議要件

取締役の選任については、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主の出席を必要とし、累積投票によらない旨を定款に定めております。

### (13) 取締役会にて決議できる株主総会決議事項

当社は、機動的な資本政策の実行を可能にするため、会社法第165条第2項の規定により、取締役会の決議によって自己の株式を取得することができる旨を定款に定めております。

また、職務の遂行に当たり期待される役割を十分に発揮できるようにするため、会社法第423条第1項に定める取締役及び監査役の責任について、取締役会の決議によって法令の限度において免除することができる旨を定款に定めております。

### (14) 株主総会の特別決議要件

当社は、株主総会の円滑な運営を目的として、会社法第309条第2項に定める株主総会の決議は、議決権を行使することができる株主の議決権の3分の1以上を有する株主が出席し、その議決権の3分の2以上をもって行う旨を定款に定めております。